

「調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」の一部改正について（事務運営指針） 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進 (省 略)</p> <p>2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書(法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(以下「書面添付制度適用法人」という。)については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。 <u>なお、実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。</u></p> <p>3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 (省 略)</p> <p>第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第1節 書面添付制度適用法人管理簿への登載 統括官等は、書面添付制度適用法人について「書面添付制度適用法人管理簿」(別紙1)に登載し、その後の管理に活用する。 (注)「統括官等」とは、国税局調査(査察)部における特別国税調査官、統括国税調査官をいう。</p> <p>(移 動)</p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡 <u>(1) 調査に移行しない場合</u></p>	<p>第1章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進 (省 略)</p> <p>2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書(法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(以下「書面添付制度適用法人」という。)については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。</p> <p>3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 (省 略)</p> <p>第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第1節 書面添付制度適用法人の<u>管理及び実地調査の要否判定</u></p> <p>1 <u>書面添付制度適用法人の管理</u> 統括官等は、書面添付制度適用法人について「書面添付制度適用法人管理簿」(別紙1)に登載し、その後の管理に活用する。 (注)「統括官等」とは、国税局調査(査察)部における特別国税調査官、統括国税調査官をいう。</p> <p>2 <u>実地調査の要否判定</u> <u>実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。</u></p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡</p>

改正後	改正前
<p>意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの</p> <p>② 法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載のないもの</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。 その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 意見聴取結果についてのお知らせを送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせの写しを税歴簿に編てつする。</p> <p><b>(2) 調査に移行する場合</b></p> <p><u>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</u></p> <p><u>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの</p> <p>② 法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載のないもの</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。 その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 意見聴取結果についてのお知らせを送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせの写しを税歴簿に編てつする。</p> <p>(追 加)</p> <p>(以下、省略)</p>